

東広島市教育委員会定例会（令和4年12月）議事録

- 1 日 時 令和4年12月22日（木）午後4時0分～午後4時51分
- 2 出席者
 - (1)教育長 市場教育長
 - (2)委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員
 - (3)事務局 **【学校教育部】**
江口学校教育部長、武上学校教育部次長兼教育総務課長、井上施設安全調整監、祭田教育調整監、鳴川学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター一所長、吉岡学事課長、木村指導課長、石田教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長
【生涯学習部】
岡田生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、山本スポーツ振興課長、石井文化課長、戸光青少年育成課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長
 - (4)書記 奥田主査
- 3 場 所 北館2階 201会議室
- 4 議 題
 - (1) 議案事項
 - 議案第24号 東広島市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について
 - 議案第25号 小中一貫特認校の指定について
 - 議案第26号 東広島市学校運営協議会規則の一部改正について
 - (2) 報告事項
 - 報告第69号 臨時代理の報告について（令和4年度東広島市一般会計補正予算（第8号））
 - 報告第70号 臨時代理の報告について（請負契約の締結について（令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（機械）その2））
 - 報告第71号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））
 - 報告第72号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の草刈り作業中の事故によるもの））
 - 報告第73号 令和4年第4回東広島市議会定例会について
 - 報告第74号 令和4年度東広島市学校安全ボランティア表彰について
 - (3) その他
 - ア 令和4年東広島市の教育の主な出来事について
 - イ 第26回ひろしま県央競歩大会2022の結果報告について
 - ウ 第35回東広島市美術展の開催について
 - エ 令和4年度出土文化財企画展について

- オ 令和4年度第69回文化財防火デー防火訓練の開催について
- カ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後4時0分

- 市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和4年12月の教育委員会定例会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、坂越委員と京極委員でございます。どうぞよろしくお願いたします。
本日の会議の進行でございますが、全て公開で行いたいと思います。
委員の皆さんの意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
それでは、全て公開することに決定します。
本日の傍聴希望はありますか。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：ございません。
- 市場教育長：分かりました。

議案第24号 東広島市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について

- 市場教育長：それでは、議案第24号東広島市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定についてを議題といたします。
議案の説明をお願いいたします。
- 吉岡学事課長：議案第24号についてご説明いたします。
県教委は、令和2年4月1日に県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則を策定しております。本市につきましては、教職員の勤務実態を正確に把握し、児童・生徒への教育の質を保ちつつ、教職員の意識改革を図りながら、時間外等在校時間の一月の上限の目標値を段階的に下げてきました。令和3年度に制定いたしました「学校における働き方改革取組方針」につきましては、時間外在校時間の目標を、月80時間（年平均）を超えないこととして、令和3年度末まで取組を進め、令和4年度、改訂版「学校における働き方改革取組方針」におきまして、時間外在校時間の目標を校内平均月60時間未満（年平均）といたしまして、市教委の学校における働き方改革の推進と並行して、学校の業務改善や教職員の意識改革を図ってまいりました。
それでは、議案の1ページをご覧ください。
1の提案につきましては、資料のとおりでございます。
2の制定案につきましては、2ページの中段の定義についてをご覧ください。
(1)の教職員とは、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、そして栄養教諭、助教諭、養護講師、講師に当たります。事務職員及び学校栄養職員につきましては、36協定に基づく時間外労働の上限規定が適用されるため、対象外となります。
(2)の時間外在校等時間の定義です。ここで言う時間外在校等時間とは、校内に

在校している時間、及び校外において職務として行う研修への参加や、児童・生徒への引率等の職務に従事している時間に掲げる時間から、正規の勤務時間と休憩時間を除いた時間を言います。また、時間外在校等時間に含まない自己研鑽は、自らの判断に基づいて自らの力量を高める時間に当たります。例えば、学術書や専門書を読んだり、自らの質を高めたりするために資格試験などの勉強を行ったりする時間に当たります。

続いて、3ページをご覧ください。

第3条第2項の時間外在校等時間について、一月につきましては45時間及び1年については360時間とします。これは、1か月22日として、平日のみ2時間程度の時間外の在校等をした場合に、45時間以内に収まる計算になります。しかし、教職員が児童・生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加に伴い、一時的、または突発的に限度時間を超えて所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合につきましては、次の第3項の(1)、(4)に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育委員会が教育職員の業務量の適切な管理を行うものとしたします。

施行期日につきましては、令和5年4月1日としています。

また、5、6ページに案として、学校に提出する方針等を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第24号東広島市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 坂越委員：ぜひ進めていただければと思います。

教えてほしいことがあるのですが、今具体的に勤務時間管理はどういう方法でやっているのですか。

- 吉岡学事課長：時間外在校等時間は、教職員が、県教委から配付された勤務管理システムに出勤・退勤した際に打刻をします。在校時間から勤務時間、休憩時間を抜いたものが時間外在校等時間として計算ができるようになっています。

- 坂越委員：他のところでは、タイムカードを入れたりしているところもあるのですが、そこまでは考えないですか。

- 市場教育長：タイムカードについてどうですか。

- 吉岡学事課長：正確な勤務時間を把握するために、今後、検討してまいります。

- 坂越委員：ありがとうございます。

- 市場教育長：そのほかございますか。

よろしいですか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第25号 小中一貫特認校の指定について

- 市場教育長：それでは、議案第25号小中一貫特認校の指定についてを議題といたしま

す。

議案の説明をお願いいたします。

- 吉岡学事課長：議案第25号について説明をいたします。

議案の7ページをご覧ください。

11月の教育委員会定例会で、小中一貫特認校制度の検討状況について報告いたしました件について、12月の文教厚生委員会で報告した後、12月9日に地域で小中一貫特認校制度の説明会を行いました。参考資料といたしまして、説明会での主な意見、質疑応答をまとめていますので、後ほどご覧ください。この説明会の概要につきましては、今後、ホームページ等へ掲載するとともに、学校、保護者、学校運営協議会、住民自治協議会へ報告することとしております。

それでは、7ページの1の提案理由についてです。

地域の特性を生かした特色ある教育活動を実践する小中一貫校に、通学区域制度の弾力的な運用として、一定の条件の下、市内全域から通学、転学を認める小中一貫特認校制度を導入することとし、福富小学校及び福富中学校を小中一貫特認校として指定するため、議案を提出するものでございます。

2の指定内容は、以上に示してあるとおりです。

また、児童・生徒の募集に関わる申込につきましては、年明けの1月以降としております。

9ページ、10ページの福富小・中学校の特色のある取組については、またご確認ください。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

- 市場教育長：ありがとうございます。

ただいまの議案第25号小中一貫特認校の指定について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 京極委員：福富の一貫校の特色は何か、何を目指しているのですか。

- 吉岡学事課長：まず、特色につきましては、資料の10ページをご覧ください。まず、小規模校の特性を生かした指導の充実ということで、学力向上を目指すということです。次に、異学年交流を促進ということで、義務教育9年間を通して、異学年交流に取り組みながら社会性を身につけ、コミュニケーション能力を高めることです。最後に、探求的な学習の推進ということで、様々な地域の方との触れ合いを通して生きる力を育成していくことです。これらのことを現在も継続的に取り組んでいるところです。

- 京極委員：今の特色に対して、何か取組とか具体的なことはされているのですか。

- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：新年度のことなのでまだ分かりませんが、施設の方で、異学年が交流しやすいラーニングルーム、例えば移動しやすい丸テーブルや大型ディスプレイを設置して、遠隔授業や小中連携のような計画をしております。予算が決まり次第、またご報告させていただこうと思います。

- 京極委員：ありがとうございます。

- 市場教育長：そのほか、特徴的な取組はありますか。
- 祭田教育調整監：先ほど10ページの資料の中の最後に、探求的な学習の推進の中で、2行目あたりに書かせてもらっているのですがけれども、起業された方であるとか、地域貢献されている方ということを入れさせてもらっています。福富の地域で起業された方から学ぶ、そういう教育もぜひ大切にしていきたいということを思っていて、その取組をこれから先も進めていきたいと思っております。
- 京極委員：今のところが大きな特色ということですね。
- 祭田教育調整監：一例として挙げられるものと考えています。
- 市場教育長：ほかにはよろしいでしょうか。
- 島本委員：令和5年4月1日からということですが、保護者にはもうオープンにされているのですか。
- 吉岡学事課長：これは1月の「広報東広島」で広報することと、併せて、ホームページ、SNS等を使って広く募集をかけていくという計画をしております。
- 島本委員：今年度、福富小・中には特別支援学級があるのですか。
- 吉岡学事課長：今、特別支援学級、一学級、自閉・情緒学級があります。
- 島本委員：例えば特認校制度で特別支援学級に入りたいということで入ることもできるのですか。
- 吉岡学事課長：現存している自閉・情緒学級につきましては、在籍することは可能です。特別支援学級につきましては、時期が遅いと、学級の設置や人の配置に影響があるため、いつでも新設するということは困難です。今後、新設する場合は、早い段階で伝えていただければ、可能です。
- 島本委員：就学指導委員会が12月ぐらいですか。新設の学級をつくるのであれば、早くにと思ひまして、ありがとうございます。
- 坂越委員：市内全域にしたときに、募集は何名の予定ですか。
- 吉岡学事課長：学級数に影響が出ない程度で、各学年10名程度の募集を考えているところです。現在、小規模特認校として、吉川小学校、木谷小学校へ登校している児童もおられます。吉川小学校は17名、木谷小学校が2名の児童が特認校制度を利用して通学しております。
- 坂越委員：2月に募集して、クラス編成とか、人数が確定して、4月スタートは大変だなと余計な心配をしたのですが、地域の人からの質問で、なるほどなと思ったのは、要は小規模校の人数を集めたいのか、特徴を打ち出すのか、こんな受け止め方もあるのだろうなと思います。お答えされているように、地域と連携して、特認校の特徴をアピールしていくのだと、そこに来たい、そこで学びたい子がいれば受け入れますというスタンスですよね。そこはやっぱりお願いしたいと思います。
- 市場教育長：そのほかにはございますか。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第26号 東広島市学校運営協議会規則の一部改正について

- 市場教育長：それでは、議案第26号東広島市学校運営協議会規則の一部改正についてを議題といたします。
議案の説明をお願いします。
- 木村指導課長：議案第26号についてご説明します。
11ページをご覧ください。
学校運営協議会の委員に対象学校の校長を加えるため、東広島市学校運営協議会規則の一部を改正するものです。
13ページの新旧対照表をご覧ください。
第8条第4項に、対象学校の校長を追加しました。
追加の理由としては、学校運営協議会は合議体であり、学校と地域が対等な立場で協議することが重要であり、校長も委員として協議に参加することで熟議がより深まると考えたためです。このことについて、文部科学省「コミュニティ・スクールの作り方（学校運営協議会設置の手引）」においては、委員構成例に当該校校長が示されており、また、広島県教育委員会「広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」においても、校長が委員として明記されています。このため、本市においても、令和6年度に全ての学校に学校運営協議会を設置するに当たって、学校運営協議会の取組をより充実させるため、改めて規則の見直しを行うこととしました。
なお、校長を委員とする場合には、学校運営の基本方針の承認など、議題により議論や議決から外れるといった運用を考えています。
説明は以上です。
- 市場教育長：ありがとうございました。
ただいまの議案第26号東広島市学校運営協議会規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 島本委員：この学校運営協議会の会長は、校長がやるのですか。
- 木村指導課長：学校運営協議会の中で協議をして決めていただきますが、基本的に、他の地域は校長も含めているのですけれども、その中でも地域の方になっていただくというのが主になっています。
- 西村委員：保護者から質問があったのですが、この学校運営協議会の委員になられる方の任期は決まっているのでしょうか。
- 木村指導課長：任期については1年を基本としていますが、継続して任用することも可能としています。
- 西村委員：ありがとうございます。
- 島本委員：学校評議員や学校関係者評価委員は、まだ今もあるのですよね。
- 木村指導課長：はい。
- 島本委員：それとまた協議会は違うと思われませんが、重複するとか、それはまた別物なのですか。

- 木村指導課長：学校評議員と学校関係者評価委員がありますが、学校運営協議会を設置すれば、学校評議員と学校関係者評価委員の仕組みはなくなります。学校運営協議会の中でいろんな意見をいただいたり、学校評価をしていただいたりするような仕組みになりますので、2つあったものが1つにまとまるというところがメリットの一つであることを説明しています。
- 島本委員：分かりました。
- 市場教育長：よろしいでしょうか。
ほかにはありませんか。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

報告第69号 臨時代理の報告について（令和4年度東広島市一般会計補正予算（第8号））

- 市場教育長：それでは、報告事項に移ります。
報告第69号臨時代理の報告について（令和4年度東広島市一般会計補正予算（第8号））、説明をお願いいたします。
- 武上学校教育部長兼教育総務課長：資料の1ページをお願いいたします。
1の臨時代理の要旨でございますが、令和4年度東広島市一般会計補正予算（第8号）について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したことについて報告するものでございます。
3の臨時代理年月日は、本年12月1日でございます。
3ページをお願いいたします。
補正予算の内容でございますが、学校教育部・こども未来部関係につきましては、本年4月の人事異動に伴う職員の実配置に基づく執行予定額の精査等、燃料高騰による影響に対応するための補正であります。補正額といたしましては、歳出予算を1億245万1,000円増額しているものでございます。
2の繰越明許の補正につきましては、川上小学校グラウンド造成工事におきまして、降雨の影響により、旧ため池の地盤状況が悪化した時期があり、土砂の搬出に取りかかるまでに不測の日数を要し、年度内の完了が困難になったことによることから、令和5年度に繰り越すものでございます。
参考までに、来年2月の工事完了を予定しておりましたが、6月まで、4か月ほど日程が遅れております。
4ページをお願いいたします。
生涯学習部関係でございますが、補正内容は、学校教育部と同様でございます。歳出予算といたしまして、1億441万5,000円の増額としているものでございます。
説明は以上でございます。
- 市場教育長：ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いします。

よろしいでしょうか。

報告第70号 臨時代理の報告について（請負契約の締結について（令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（機械）その2））

○ 市場教育長：それでは、報告第70号臨時代理の報告について（請負契約の締結について（令和4年度小学校施設整備事業東西条小学校長寿命化改良及び増築工事（機械）その2））について説明をお願いいたします。

○ 武上学校教育部次長兼教育総務課長：5ページをお願いいたします。

請負契約の締結についての議案について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したことについてご報告するものでございます。

3の臨時代理年月日は、本年12月14日でございます。

9ページをお願いいたします。

2の契約の内容でございますが、工事の内容は機械整備工事一式で、空調設備、換気設備、衛生器具設備等を施工しようとするものでございます。契約金額は1億9,800万円、契約の相手方はホクエイ設備工業株式会社東広島営業所でございます。工期は令和6年1月31日まででございます。

参考までに、年が明けましたら、子供たちは仮設校舎へ移動し、2月から校舎の長寿命化と増築工事に入ります。体育館につきましては、卒業式、入学式を終えた後、5月から工事に入りまして、令和5年1月31日までに完成させたいと考えています。

説明は以上です。

○ 市場教育長：ありがとうございます。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

報告第71号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））

○ 市場教育長：それでは、報告第71号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の管理上の瑕疵によるもの））の説明をお願いいたします。

○ 武上学校教育部次長兼教育総務課長：損害賠償の額を定めることについて、専決処分をいたしましたので報告いたします。

1の専決処分の内容でございますが、損害賠償の額は12万800円、債権者は記載のとおりでございます。

2の専決処分年月日は、本年11月14日でございます。

11ページでございます。

事故の概要でございますが、台風が来ておりましたので、学校のほうには警報の通知をしておりましたが、職員用の駐車場と仕切るための防球ネットが強風により倒れて、当該駐車場に駐車していた軽自動車のほうに当たりまして、損害を発生し

たものでございます。

なお、本件事故は、計4台の車両について損害が発生しておりますので、続けて報告させていただきます。

12ページでございます。

1の専決処分の内容でございますが、損害賠償の額は15万7,600円、債権者は記載のとおりでございます。

2の専決処分年月日は、令和4年11月14日でございます。

14ページをお願いいたします。

1の専決処分の内容でございますが、損害賠償の額は21万6,000円、債権者は記載のとおりでございます。

2の専決処分年月日は、令和4年11月14日でございます。

16ページをお願いいたします。

1の専決処分の内容でございますが、損害賠償の額は20万3,500円、債権者は記載のとおりでございます。

2の専決処分年月日は、令和4年11月18日でございます。

説明は以上でございます。

○ 市場教育長：ありがとうございます。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 島本委員：皆さん、高屋西小学校の先生ですよね、どうしたらいいのでしょうか、大変ですよね。

○ 武上学校教育部長兼教育総務課長：防球ネットは、ネットにくい打ちを2か所していました。これまでの台風で倒れたことがなかったものですから、その過信が第一の原因なので、当面、くいを4本打って、そこに重りを置いて対応しております。今後、台風が来ましたら、体育館と校舎の間に車は移動させて、ネットは倒すことを徹底します。

○ 島本委員：いきいきの車も多い学校なので、駐車場があればいいですね。

○ 武上学校教育部長兼教育総務課長：おっしゃるとおりで、グラウンドも狭隘になっております。今後、そういったところを確保していくのも検討してまいります。

○ 市場教育長：ほかにありませんか。

報告第72号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の草刈り作業中の事故によるもの））

○ 市場教育長：それでは、報告第72号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて（学校の草刈り作業中の事故によるもの））の説明をお願いします。

○ 武上学校教育部長兼教育総務課長：専決処分をいたしましたので、報告をさせていただきます。

専決処分の内容でございますが、損害賠償の額は30万9,600円、債権者は記載のとおりでございます。

専決処分年月日は、令和4年11月10日でございます。

御菌宇小学校の損害賠償につきましては、前回も報告させていただきまして、8件中、これが7件目になります。最後の1件も、何とか示談で見通しが立っているという状況でございます。また、報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○ 市場教育長：ありがとうございます。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

報告第73号 令和4年第4回東広島市議会定例会について

○ 市場教育長：それでは、報告第73号令和4年第4回東広島市議会定例会について、説明をお願いいたします。

○ 江口学校教育部長：20ページをご覧ください。

市議会定例会ですが、12月5日に開会いたしまして、本日22日まで行われまして、無事、閉会となっております。

一般質問はご覧の日程で行われました。3の議案等でございますが、(1)の報告事項について、5件でございますが、これは、本日、皆様にご報告をしている案件の5件でございます。

(2)については、アから、次のページ、21ページのオまでが、前回の教育委員会議でご説明したものの、それからカとキにつきましては、本日、教育長において臨時代理をしたことについてご報告をした案件でございます。

それでは、22ページ、一般質問のご説明に移ります。

まず、上段、学校教育部関係は、3人から、大きく分けして3件の質問をいただきました。下段、生涯学習部関係は、やはり3人の方から、大きく区分して4件の質問をいただいています。

23ページでございます。

前々回から、私どもから説明するものについて、書体を太くしてアンダーラインを引いておりますので、今回もその方式で要点ポイントを説明させていただきます。

23ページ、岡田議員からの部活動の地域移行についての質問でございます。

答弁の1行目からに移りますが、地域移行に対する考えを問われました。学校と地域等が共に子どもを育てるといった視点に立ち、地域、大学、地元企業等と連携し、部活動の地域移行を推進していきます。本市で取り組まれてきた活発な部活動を踏まえつつ、地域全体で運営する仕組みに変えることで、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と本市におけるスポーツ、文化芸術活動の活性化を図っていきたくと答えました。このページの下から6行ほどですが、地域移行後に想定される問題について問われました。会費の適切な設定と保護者等の負担軽減の問題がある。保護者等にとって大きな負担とならないようにする必要もあると答えています。

25ページをお願いします。

2人目、鈴木英士議員でございます。コロナ禍における学校運営についてという質問で、質問要旨のアとイ、現在行われている黙食の見直しを検討する必要があるのではないか。それから、コロナ禍において運営が見直されたもの、廃止となったものうち、特に影響がなかったものなどは、教員、児童・生徒の負担軽減の面から、今後も現在の運営を継続すべきではないかという質問です。

まず、黙食の見直しについてです。新型コロナウイルスの感染状況は高止まりの状況にあり、いまだ予断を許さない状況にあるという認識です。現時点で一斉に黙食を見直し、給食時の会話を可能とすることには慎重を期する必要があると考えています。

次に、コロナ禍における学校運営についてですが、感染拡大の中でやむなく中止した学校行事等もありましたが、今年度からは全ての教育活動において、方法を工夫して実施することを基本とし、例えば学校行事等においては、内容の精選、時間短縮、参加者制限、規模の縮小、オンラインでの実施などの工夫を行って実施しています。急激に変化する社会の中においては、学校運営も変化していかなければならないと考えており、各学校において、児童・生徒の実態なども考慮しながら、教育活動の意義や目的を第一義に判断することが適切であると考えている旨、答弁をいたしました。

26ページをお願いいたします。

貞岩議員から、広島県公立高校入試の改革について質問いただきました。答弁のほうですが、公立高校入試における自己表現に対して取り組んでいることについての問いに対して、各学校においては、自分自身のことや自分の意見を大切にし、しっかりと話すことができるように取り組んでいます。また、学校や家庭の様々な場面において、自分で考え選択し決めることや、自分の伝えたいことを相手にきちんと伝えることなどに取り組んでいます。

次の質問ですが、本市のこれまでの取組が自己表現に対応できるのではないかとこの問いでございます。自己表現は、自分自身のこと、得意なこと、これまでに取り組んできたこと、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現していくものである。本市において取り組んできた学校教育レベルアッププランの取組は、子供たちの自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力の育成に資するものと考えている旨、答弁をいたしました。

説明員を交代いたします。

- 岡田生涯学習部長：生涯学習部関係です。岡田議員からの質問で、(1)地元企業による子供たちの健全育成について、イのスポーツ活動を通じ、子どもの健全育成をされている企業との連携協定についての質問です。

答弁では、ダイソー女子駅伝部の陸上競技、伯和ビクトリーズの野球、また直接的なスポーツ競技の実施に加えて、東広島ライオンズクラブから、地元企業などによるスポーツ振興活動、こういったものが行われています。最後の2行になります

が、地元企業の皆様の協力のもと、連携協定の締結を視野に、スポーツ振興における関係を深めてまいりたいと答弁しています。

28ページです。

同じく岡田議員から、(1)安芸国分寺歴史公園の現状と今後について、安芸国分寺跡土坑出土品が国の重要文化財に指定された、これについて、今後、安芸国分寺歴史公園をどのように結びつけて、市民や地域の方に周知していくのかという質問でございます。

答弁としましては、そのページの一番下になりますけども、地域の皆様への周知は、地域の宝として、地元小・中学校の地域学習に取り入れていただき、子供から地域へ広がるような取組を進めてまいりたいと考えております。

次のページに行きまして、こうした本市の有する貴重な文化財を紹介し、本市の歴史を概観できる歴史民俗博物館の設置も必要と考えており、今後検討してまいりたいと思っておりますと答弁しています。

30ページに行きます。

坪井議員からです。学びのキャンパス推進事業実施計画及びスポーツ推進計画について、アスポーツ施設の拠点化の具体とニュースポーツの聖地化の狙い、イ東広島運動公園施設の位置づけ、ウ「いつでも、どこでも、誰でも」を実践するため、専門職などはスポーツ人口を増やせるだけの環境として整っているのか伺うという質問でございます。

答弁としまして、スポーツ施設について、施設の不足感や大会や合宿の予約が取りづらいなどのご意見をいただいております。新たな施設を建築することはすぐには難しいことから、スポーツ施設の特徴化、聖地化により、施設を有効に活用することで、施設の不足感の解消などに対応するものでございます。ニュースポーツは、地域の住民の皆様が参加し、楽しみ、コミュニティを推進するスポーツとして、市内一円に普及を促進してまいります。廃校などの未利用施設を活用して、地元を中心に進めてまいりたいと回答しております。

また、次のページに行きまして、東広島運動公園は総合拠点と捉えており、特徴化、聖地化することは難しいものと考えています。地域の普及活動の専門機関として、教育文化振興事業団にスポーツ普及に精通した専門職員を配置し、体制の強化を図ってまいりますと答弁しております。

最後、大下議員です。32ページです。

いきいきこどもクラブについて、ウ長期休暇中のいきいきこどもクラブでの昼食の取扱いについて伺うということで、質問要旨のウのところ、夏休みといった長期休暇中の利用にあっては、児童の送迎のほか、弁当を家庭から持参する必要がある、業者に弁当を委託できれば、保護者の負担は大分減ると思われる。全域一斉での取組というのは難しいと思うが、できるところからでも検討はどうかと思うという質問に対しまして、中段以降、弁当の配達の入力につきましては、支援員の人数に余裕がない中で、弁当の収受や食後の片づけなどの作業が新たに生じること

は、子供たちの安全確保を最優先としなければならないことから難しい状況にございます。受入れ可能なクラブでの運用をご提案いただいたものの、公設クラブは全市公平なサービスを目指す必要があります。配送業者は広い市域をカバーする必要が生じる中、夏休み、夏期のみの一部期間での発注は、経営的にも難しい問題が生じるものと考えております。しかしながら、今後も他市の実施状況などを踏まえ、研究してまいりたいと考えていると答弁しております。

報告は以上です。

- 市場教育長：ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 坂越委員：部活動の地域移行のことで、新聞でも見せてもらい、パイロットケースで行う、予算面でも先行的試みとして実施するとありました。文科省も、最初、かなり全面的にやるんだと言っていたのが、先行的にやってみましょうといった話になりました。東広島市内でやるというときの環境整備、スタッフとか、その状況はどうですか。
- 木村指導課長：この地域移行についての準備をこれから本格的に行っていきます。まずは、1月末に検討会議を開催し、有識者や校長先生方に集まっていただき、課題が何なのかを明らかにしていきます。恐らく受入先とか指導者とか施設の確保が一番大きな課題だと捉えていますので、ご意見をいただきながら、学校教育部だけではなく生涯学習部とも連携しながら、取組を進めていきたいと考えています。その前に、まずは、子供や教職員、保護者のニーズの把握も大事だと思っていますので、1月上旬に意識調査を実施する予定にしています。こういったニーズを把握しながら、何ができるかというところを一つずつ詰めていき、進めていきたいと考えています。
- 坂越委員：ありがとうございます。地域、保護者も関心の高いところですし、先導的にやるんだったら、ぜひこれを成功させないといけないので、そのあたりのニーズ調査だったり意識だったり、環境整備をよろしくお願いします。
- 市場教育長：そのほかありませんか。
- 渡部教育長職務代理者：スポーツ振興のことですけれども、今、ご説明があったように、大きな施設として運動公園がありますね。いろんなスポーツがあそこのできる、体育館もあるわけですけれども、特徴化といいますか、ここでは聖地化と書いていますけれども、それよりも種目の特性に応じて分散的に拠点化しようという考えだと思うのです。全体の見取図というものはお示しになっているので大体分かるのですが、具体的にここにはどういう種目を当てるのか、そしてそれはどれぐらいの使用の予定なのか、そしてそれがその地域に皆さんが、どこでも誰でもというふうにおっしゃっていますけれども、仮に豊栄に造ったとして、その近辺の人は利用しやすいでしょうけど、わざわざ遠くから行くというのも結構大変だと思います。そういうことも含めて、今、木村課長がおっしゃられたように、実際に利用する人たちとか、そういった関係する団体のもっとご意見を練って、案を練って、具体化して

いくほうがいいのではないかと考えています。

それから、ちょっと難しいことかもしれませんが、運動公園のところに野球場ができましたよね。あそこでは、そこで試合をする人たちとか、選手、監督は十分そこで利用できるのですが、一般の市民がそこで野球観戦するというそういう発想というのはあまりなかったと思います。もし将来的に、いろんなお金のかかることではありますけれども、市民がそこで運動するというばかりじゃなくて、いろいろなところで楽しみに、観戦に行くとか、そういうところで経済効果を生み出すわけです。そういうような発想というのはないのかなと考えております。意見です。

- 市場教育長：そのほかございますか。

報告第74号 令和4年度東広島市学校安全ボランティア表彰について

- 市場教育長：それでは、報告第74号令和4年度東広島市学校安全ボランティア表彰について、説明をお願いいたします。

- 木村指導課長：33ページをご覧ください。

この表彰は、登校、下校時の児童及び生徒の安全確保、その他の通学路の安全を含む学校安全体制に貢献するボランティア活動を通じて、他の模範となる優れた成果をあげている団体、または個人を表彰するものです。今年度は、学校からの推薦を基に4名の個人を功労者賞として表彰することを決定し、12月3日に表彰式を行いました。引き続き、学校安全ボランティアの方々への表彰を通して、学校安全ボランティア活動の普及と向上を図っていきたいと考えています。

報告は以上です。

- 市場教育長：ありがとうございます。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

ないようですので、その他に移りたいと思います。

その他ア 令和4年東広島市の教育の主な出来事について

その他イ 第26回ひろしま県央競歩大会2022の結果報告について

その他ウ 第35回東広島市美術展の開催について

その他エ 令和4年度出土文化財企画展について

その他オ 令和4年度第69回文化財防火デー防火訓練の開催について

- 市場教育長：このたびは個別案件についての説明は省略させていただきますが、特に伝えたいことが事務局からありますか。

それでは、委員の皆様から何かございますか。

その他カ 次回教育委員会定例会の日程について

- 市場教育長：それでは、次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いいたします。

- 武上学校教育部長兼教育総務課長：1月は26日木曜日15時から、場所は北館会議室

201でお願いいたします。

2月は第4木曜日が祝日のため、22日、または24日でお願いしたいと思います。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

それでは、次回は1月26日木曜日15時から、場所は北館会議室201でよろしいでしょうか。

2月はどうでしょうか。24日でいいですか。

それでは、2月は24日15時からということをお願いしたいと思います。

その他、何か事務局からありますか。

委員の皆様から何かございますか。

○ 渡部教育長職務代理者：ちょっと質問です。先ほどの学校評議員や学校関係者評価委員はなくなるのですか。

○ 木村指導課長：学校評議員や学校関係者評価委員を学校運営協議会へ移行して、学校運営協議会の中で協議を行っていただくという形になります。学校運営協議会を設置したところについては、随時移行を行っているところです。

○ 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。

○ 市場教育長：ほかにはよろしいでしょうか。

○ 島本委員：最近新聞等で、教職員のわいせつ行為やUSB紛失が報道されています。市内からそういうことが起こらないように、ぜひ指導と支援をお願いします。

○ 吉岡学事課長：県教委からも通知が来ていますので、その資料を使って、必ず校長会的时候には読み上げて、必ず資料を使って検証してくださいということのお願いをしております。併せて、長期休暇等に入る前に、交通事故であるとか、そういうことに関して、特に個人情報の取扱いや、そういったところも含めて、校長から各教職員に対して指導をしていくというふうをお願いはしています。

○ 市場教育長：そのほかよろしいでしょうか。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、以上で会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後4時51分